社会福祉法人一寿会定款

社会福祉法人 一寿会 定款

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1） 第一種社会福祉事業

（イ）軽費老人ホームの経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（2） 第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人居宅介護等事業の経営

（ハ）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（ニ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ホ）老人短期入所事業の経営

（ヘ）生計困難者に対する相談支援事業

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人一寿会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を埼玉県北本市二ツ家三丁目１１３番地３に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　理事会は、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格等）

第七条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この社会福祉法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第八条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに再任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第九条　評議員に対して、各年度の総額が３，０００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　評議員会

（構成）

第一〇条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一一条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉事業計画の承認

（９）事業計画及び収支予算の承認

（10）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）の承認

（11）公益事業に関する重要な事項の承認

（12）解散の承認

（13）その他評議員で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一二条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第一三条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一四条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）定款の変更

（3）その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一五条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、前項の議事録に記名押印する。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）

第一六条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名

（２）監事　２名

２　理事のうち１名を会長、１名を常務理事とする。

３　前項の会長をもって社会福祉法人の理事長とし、常務理事をもって同法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選出）

第一七条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第一八条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第一九条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　会長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第二〇条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況

の調査をすることができる。

（役員の任期）

第二一条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時とする。

３　理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権限義務を有する。

（役員の解任）

第二二条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は義務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第二三条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第二四条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第五章　理事会

（構成）

第二五条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二六条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）会長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第二七条　理事会は会長が招集する。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二八条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第二九条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）

第三〇条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

【やしお寿苑】

（１）埼玉県八潮市大字八條字入谷３６９番地、３００番地２、３６３番地、３６６番地、３６７

番地、３６８番地所在の

①鉄筋コンクリート造陸屋根３階建やしお寿苑１棟（延床面積３，８０５．７１平方メートル）

②鉄筋コンクリート造陸屋根平家建トリミング室附属１（延床面積２２．５０平方メートル）

（２）①埼玉県八潮市大字八條字入谷２９４番４所在の

ケアハウスやしお寿苑敷地（１８０．６８平方メートル）

②埼玉県八潮市大字八條字入谷２９５番３所在の

ケアハウスやしお寿苑敷地（２７７．２８平方メートル）

③埼玉県八潮市大字八條字入谷３００番２所在の

ケアハウスやしお寿苑敷地（１０８．４１平方メートル）

④埼玉県八潮市大字八條字入谷３６３番所在の

ケアハウスやしお寿苑敷地（３１７．３５平方メートル）

⑤埼玉県八潮市大字八條字入谷３６６番所在の

ケアハウスやしお寿苑敷地（２４４．６２平方メートル）

⑥埼玉県八潮市大字八條字入谷３６７番所在の

ケアハウスやしお寿苑敷地（３０４．１３平方メートル）

⑦埼玉県八潮市大字八條字入谷３６８番所在の

ケアハウスやしお寿苑敷地（　１３．２３平方メートル）

⑧埼玉県八潮市大字八條字入谷３６９番所在の

ケアハウスやしお寿苑敷地（１，１６０．３３平方メートル）

【ひがしまつやま寿苑】

（３）埼玉県東松山市大字柏崎字堀ノ内６２８番地１、６２７番地１所在の

鉄骨造かわらぶき２階建ひがしまつやま寿苑

１棟（延床面積９８２．８９平方メートル）

（４）埼玉県東松山市大字柏崎字堀ノ内６２９番地１所在の

鉄筋コンクリート造陸屋根２階建地域密着型特別養護老人ホームひがしまつやま寿苑

１棟（延床面積１，６２７．７４平方メートル）

【きたもと寿苑】

（５）埼玉県北本市二ツ家三丁目１１３番地３、９９番地１、１０２番地３、１０３番地、

１０５番地、１１１番地３、１１２番地、１１２番地４、１１２番地５、１１３番地４、

１１４番地１、１１５番地２所在の

①鉄筋コンクリート造陸屋根３階建きたもと寿苑１棟（延床面積４，９７４．６３平方メートル）

②木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建休憩室附属１（延床面積５０．７８平方メートル）

（６）①埼玉県北本市二ツ家三丁目１１１番３のきたもと寿苑敷地（９４．３１平方メートル）

②埼玉県北本市二ツ家三丁目１１１番５のきたもと寿苑敷地（３．５９平方メートル）

③埼玉県北本市二ツ家三丁目１１２番のきたもと寿苑敷地（４７２．００平方メートル）

④埼玉県北本市二ツ家三丁目１１２番４のきたもと寿苑敷地（４０．３６平方メートル）

⑤埼玉県北本市二ツ家三丁目１１２番７のきたもと寿苑敷地（２．４１平方メートル）

⑥埼玉県北本市二ツ家三丁目１１２番８のきたもと寿苑敷地（０．７６平方メートル）

⑦埼玉県北本市二ツ家三丁目１１３番３のきたもと寿苑敷地（７７２．９１平方メートル）

⑧埼玉県北本市二ツ家三丁目１１３番４のきたもと寿苑敷地（２８．６１平方メートル）

⑨埼玉県北本市二ツ家三丁目１１５番２のきたもと寿苑敷地（４６９．９０平方メートル）

３　その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第三九条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三一条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、埼玉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に揚げる場合には埼玉県知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三二条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三三条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三四条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の付属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業収支計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業収支計算書）の付属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三五条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三六条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三七条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有株式の議決権の行使）

第三八条　保有株式の議決権の行使は、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意を得なければならない。

第七章　公益を目的とする事業

（種別）

第三九条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援事業

（２）地域包括支援センターの事業

２　前項の事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章　解散

（解散）

第四〇条　この法人は、社会福祉事業法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四一条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉法人福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章　定款の変更

（定款の変更）

第四二条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、埼玉県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を埼玉県知事に届け出なければならない。

第一〇章　公告の方法その他

（公告の方法）

第四三条　この法人の公告は、社会福祉法人一寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四四条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　大谷　憲一

理　事　　大谷　禮子

理　事　　上梶　純男

理　事　　中村　浩紹

理　事　　齋藤　勝

理　事　　高橋　賢蔵

理　事　　飯山　恒男

監　事　　早川　久夫

監　事　　柴　一雄

附　　則

この定款は平成１１年１１月９日から施行する。

附　　則

この定款は平成１３年１１月１５日から施行する。

附　　則

この定款は平成１５年１２月１日から施行する。

附　　則

この定款は平成１８年８月３日から施行する。

附　　則

この定款は平成１９年８月２８日から施行する。

附　　則

この定款は平成２２年４月３０日から施行する。

附　　則

この定款は平成２３年８月３１日から施行する。

附　　則

この定款は平成２４年６月１４日から施行する。

附　　則

この定款は平成２６年１０月１日から施行する。

附　　則

この定款は平成２７年４月８日から施行する。

附　　則

この定款は平成２９年１月１９日から施行する。

附　　則

この定款は平成２９年４月１日から施行する。

附　　則

この定款は平成２９年６月１７日から施行する。

附　　則

この定款は平成３０年１０月１日から施行する。

附　　則

この定款は令和８年９月１日から施行する。